

## 令和4年度事業計画（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul>

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.5%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関での申請書の配置などにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。また、県内年金事務所の協力のもと、年金受給者へリーフレットを利用して広報を行う。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

□レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

- ・手術を伴う入院等の高点数レセプトを中心とした点検を優先する。
- ・高額査定事例を参考に、点検と知識習得を並行して取り組む。

□社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。

- ・社会保険診療報酬支払基金での原審査や再審査での査定内容を分析し、その傾向に応じて点検方針を見直していく。

**【困難度：高】**

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化するほか、不正な請求が疑われる施術所に対して面接確認を実施する。

なお、文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。

・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び弁護士名での催告状送付や法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

**【困難度：高】**

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

□生活習慣病予防健診実施率の向上

- ・ 外部委託業者による新規適用事業所に対する受診勧奨
- ・ 事業所あて案内時における健診機関PR記事掲載
- ・ 商工会との連携による受診勧奨
- ・ 新規委託契約に向けた働きかけ

□事業者健診データ取得による健診実施率の向上

- ・ 外部委託業者による健診結果データ取得勧奨
- ・ 石川労働局と連携した受診勧奨の実施
- ・ 健診機関との受診情報の共有による委任状取得

□被扶養者の健診実施率の向上

- ・ 自治体が主催する集団健診への受診勧奨
- ・ 支部独自の集団健診の拡大
- ・ 高齢者・通院者等に対するかかりつけ医での受診勧奨
- ・ 40歳到達者に対する案内チラシの送付

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：183,340人）
  - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 61.0%（実施見込者数：111,837人）
  - ・ 事業者健診データ 取得率 16.1%（取得見込者数：29,518人）

- 被扶養者（実施対象者数：41,806人）
  - ・ 特定健康診査 実施率 33.3%（実施見込者数：13,921人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 61.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 16.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 33.3%以上とする

## ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

### □特定保健指導の実施率の向上

#### <支部保健師等>

- ・ 支部内研修及び検討会で継続率（実施率）を高めるための事例検討及び支援ツールの活用
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用した事業所訪問による受入勧奨
- ・ 事業者健診受診者に対する実施増に向けた共同利用チラシの配付

#### <委託機関等>

- ・ 経年実績やメタボ改善の効果の見える化及び経営的視点に基づくツールを活用しての実施者数増加に向けた働きかけ
- ・ 人的資源が限られた中での効率的な保健指導に向けた支部保健師による個別訪問サポートの実施
- ・ 新規委託契約に向けた働きかけ
- ・ 遠隔地（県外・能登エリア）に在住する支部加入者、小規模事業所に勤務する対象者等に対する保健指導の推進
- ・ 集団健診会場における健診当日の特定保健指導の実施

### □特定保健指導実施者の翌年度健診結果の改善率の向上

- ・ メタボ改善率の向上及びリバウンドの予防に向けた支部内研修会及び検討会での事例検討

- ・ 特定保健指導基準値付近の者に対する健診結果の推移の見える化及び生活習慣改善アドバイスパンフレットの送付によるメタボ減少者への働きかけ

**【重要度：高】**

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：28,978人）

- ・ 特定保健指導 実施率 33.1%（実施見込者数：9,600人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,309人）

- ・ 特定保健指導 実施率 8.4%（実施見込者数：110人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 33.1%以上とする

②被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

□未治療者の勧奨受診率の向上

- ・ 外部委託業者等による案内文書の送付及び電話勧奨の実施
- ・ 石川労働局と連携した受診勧奨の実施



- ・インセンティブ制度評価指標変更に対応した啓発

□糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・特定保健指導実施時及び広報媒体を使ったCKD（慢性腎臓病）セルフチェック及び受診の啓発
- ・県主催の糖尿病対策推進会議への参画による県内の取組状況の把握ならびに糖尿病専門医との連携

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人

- KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

□健康宣言事業所の拡大

- ・事業所カルテの提供に合わせた勧奨や電話勧奨による宣言事業所の拡大
- ・協力企業と連携した健康宣言事業所の拡大

□健康宣言事業所へのフォローアップ

- ・健康課題把握のための事業所カルテの提供
- ・取り組み支援のための出前講座の提供や、委託業者を活用した健康宣言全般に関する相談機会の提供
- ・保健指標向上のための健康測定器の活用
- ・「かがやき通信」の発行による各種情報の提供や県と連携した取組事例の紹介
- ・県と連携した健康宣言事業の推進
- ・協力企業との連携によるセミナーの開催

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,310 事業所以上とする

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

□ 広報を通じた情報提供による加入者等の理解促進

- ・ 広報誌を活用した効果的な情報の提供
- ・ アクセス者の利便性を優先したホームページづくり
- ・ メールマガジン登録者数の拡大および配信内容の充実

□ 健康保険委員の委嘱拡大と活動強化

- ・ 新規適用事業所への随時勧奨や大規模事業所への訪問勧奨による委嘱の拡大
- ・ 健康保険委員向け広報誌の充実
- ・ 健康保険制度周知のための研修機会の提供

□ 県内教育機関と連携した健康保険制度の講義の実施

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 66.5%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（本部）、および新規収載ジェネリック医薬品の案内の送付（支部）
- ・ 医療機関、薬局へのジェネリック医薬品使用割合通知と併せた協力依頼
- ・ マンガハガキを活用した若年層向けへ周知広報の実施
- ・ 薬局窓口と連携したジェネリック医薬品の使用促進

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする  
（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・ 広報誌やホームページ、WEB等の媒体を活用し、対象者に合わせたわかりやすいインセンティブ制度広報の実施
- ・ 加入者の行動変容を促すため、事業所へのポスター掲示協力依頼

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・ 保険者協議会における意見発信や共同事業の働きかけ
- ・ 自治体主催協議会や地域医療構想調整会議等における意見発信や、健康増進・医療費適正化事業の実施
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携による医療費適正化事業の推進

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療データ等を活用した地域の服薬状況の分析</li> <li>・ 薬剤師会と連携した適正服薬推進通知による医療費適正化の取り組み</li> </ul> </li> </ul>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○J Tを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○J Tを中心に、OFF-J T研修を効果的に組み合わせた人材育成による組織基盤の底上げ</li> </ul> </li> <li>○ 内部統制に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な組織運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週次での幹部および各グループミーティングによる情報共有や指示伝達の徹底</li> <li>・ 組織目標達成に向けた月次進捗会議による進捗管理</li> </ul> </li> <li>② リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護の徹底や情報セキュリティ事案への管理体制の強化</li> <li>・ 災害など各種リスクを想定した訓練の実施</li> </ul> </li> <li>③ コンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種規程の遵守やアクセス権限・パスワード等の適切な管理</li> <li>・ 職員の働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、ハラスメント相談窓口の周知・浸透を図る。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札案件においては業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直しなどの取り組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する</li> <li>・ 入札説明書の取得後に入札不参加となった業者への聞き取り等の実施</li> <li>・ コピー用紙等の使用量削減に向けたペーパーレスの推進</li> </ul> </li> <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</li> </ul>